

茨城県大子町

技能労務職員等の給与の見直しに向けた取り組み方針

1 技能労務職員の平均給与月額

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平与給料月額 (国ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平与給与月額 (B)	A/B
大子町	44.4	54	318,700	343,348	333,726	-	-	-	-
うち清掃職員	42.5	37	302,200	333,165	322,157	廃棄物処理業従業員	43.3	299,800	1.1
うち学校給食員	45.1	8	330,700	338,200	334,325	調理師	43.1	264,900	1.3
その他	51.11	9	375,367	388,829	378,756	-	-	-	-
茨城県	47.7	530	332,052	375,951	354,122	-	-	-	-
国	48.8	5,193	287,094	-	320,514	-	-	-	-
類似団体	49.4	25	273,844	294,520	286,146	-	-	-	-

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大子町	5,655,476 円	- 円	-
うち清掃職員	5,444,280 円	4,192,600 円	1.3
うち学校給食員	5,670,100 円	3,738,500 円	1.5
その他	6,490,756 円	- 円	-

区分のその他の職員は、用務員、保育所調理士及び用務手兼調理士

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数(19年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
大子町	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	1	8	6	6	2	5	10	8	8	0	54
うち清掃職員			1	8	4	4	2	2	7	6	3		37
うち学校給食員					2	1		1	2	1	1		8
その他						1		2	1	1	4		9

(3) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
し尿浄化そう清掃手当	衛生作業に従事する職員	し尿浄化そうの清掃作業に従事	そう内1そう1,000円
煙道清掃作業手当	衛生作業に従事する職員	煙道清掃作業に従事	日額2,000円

(4) 給料表

ア 行政職給料表(一)適用

イ 昇給基準

原則としてとして1年間に4号俸昇給する。

2 基本的な考えかた

当町における清掃・学校給食センターなどの現業部門は直営で行っているが、集中改革プランの今後の方針でも町民サービスの確保に留意しながら、コストの面でより効率でより効果的な運営が求められている。

当面合併をしない当町にとって、健全な財政運営は避けて通れない課題である中、住民サービスの低下を招かない対応を助案すると、柔軟な組織の再編や職員の適正管理などは、毎年行っていかなければならない。

衛生センター、環境センター、学校給食センターなどの正職員は、今後採用を控え、当面は嘱託、臨時職員で対応しながら将来は、民間で可能な部門は随時委託等を推進し、かつ、指定管理者制度の導入も検討する。

3 具体的な取組内容

現行の技能労務職給料表は、就業規則の中で規定されているが、一般行政職給料表の1級から3級（一部4級）を使用し、昇給についても一般行政職と同じ運用となっている。平成20年度から、国の行政職（二）表の切替を実施し、昇給についても、5級69号俸を限度とする予定。

4 その他

適正な給与への見直しと並行して、少子化による食数の減少からなる学校給食センターの経営の在り方や清掃施設の老朽化などの課題を抱える中、最優先に住民のニーズに応えるためにも、より一層の人員費を含めたコスト削減に努める。